

JCSS校正による基準器検査実績

参考資料9

1. 基準器検査の器差検査をJCSS校正証明書により定めた実績

計量法第103条第3項の「ただし書き」により、計量法第103条第1項第2号で定められている基準器検査における器差検査をJCSSの校正証明書により定めることが出来ることとなっている。

これまでの実績としては、(独)産業技術総合研究所において以下の2件が存在する。

JCSS校正証明書が2種類となっているため、実績は2件となるが、同一企業から同時に申請があったものである。

(実績)

| | | |
|-------|----------|-----|
| ○特級分銅 | 200g～1mg | 23個 |
| ○特級分銅 | 5kg～100g | 12個 |

【平成15年度】

<計量法抜粋>

(基準器検査の合格条件)

第百三条 基準器検査を行った計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

- 一 (略)
 - 二 その器差が経済産業省令で定める基準に適合すること。
- 2 (略)
- 3 第一項第二号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により、その計量器について計量器の校正をして定めるものとする。ただし、その計量器に第百四十四条第一項の登録事業者が交付した計量器の校正に係る同項の証明書が添付されているものは、当該証明書により定めることができる。

(平一一法一二一・平一一法一六〇・平一五法七六・一部改正)



2. 基準器検査とJCSS校正を同時に行った実績

都道府県の計量検定所のうちJCSSの登録事業者となっているのは、質量(分銅等)の区分において、唯一、東京都計量検定所であり、同検定所では基準器検査とJCSS校正を同時に行っている。基準器検査とJCSS校正を同時に申請することにより、別々に行うよりも手数料が減免されるメリットがある。

実績としては以下のとおり。

(実績)

| | |
|---------|-----------------|
| ○1級基準分銅 | 1,694個(うち 143個) |
| ○2級基準分銅 | 1,137個(うち 20個) |
| ○3級基準分銅 | 1,699個(うち 13個) |

【平成17年度、()内が同時申請の数】